

NO	カテゴリ	標題	質問	回答	発出日	受付日
1	通所介護	(緩和基準サービス) 入浴について	入浴はサービスに含まないとのことだが、スライド40のQ&Aには、サービス実施に必要な経費については「事前説明に同意を得た上で、利用者との契約に基づき徴収するものであれば可能」とある。入浴についても同様か。	入浴は、奥州市元気応援型サービスのサービス内容に含まれませんが、実費負担となる利用料金や利用方法などの事前説明を行った上で、入浴施設を使用する旨の契約に基づき利用させることは可能です。	30.1.12	30.1.12
2	通所介護	(緩和基準サービス) 従事者の資格要件について	現行のデイサービスの生活相談員を1年以上していた者については、有資格者等のうち「福祉施設や介護事業所等で1年間以上の従事経験がある者」に該当するか。	該当します。	30.1.12	30.1.12
3	通所介護	(緩和基準サービス) 事業費請求について	報酬単価に、処遇改善加算を加えて請求できるか。	奥州市元気応援型通所サービスについては、各種加算の対象としません。処遇改善加算についても適用しないものと考えています。	30.1.12	30.1.12
4	通所介護	(緩和基準サービス) 各種届出について	(別紙19)介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>について、加算がなく報酬単価だけの報酬であれば、当該届出書は不必要ではないか。	当該届出書がいわゆる「事業費算定届」です。この届出書により岩手県国民健康保険団体連合会を通じた請求・支払いが可能となるものですので、指定申請に併せて提出をお願いします。	30.1.12	30.1.12
5	通所介護	(緩和基準サービス) 各種届出について	4月1日指定分の指定申請は2月中に行うよう説明があったが、決定までにどの程度の期間がかかるか。	4月1日から事業を開始する場合について、2月1日から2月28日までに指定申請書の提出をお願いします。通常、2～3週間程度で事業所番号が付番され、その旨の通知を発送しますが、この時期は、地域密着型サービス事業所など市が指定する事業所の指定更新時期と重なるため、県のシステム登録作業が繁忙となり、1カ月程度かかる可能性もあります。しかしながら、2月28日までに指定申請書を提出していただいたものについては、4月1日までに通知できるように手続きを進めたいと考えています。	30.1.12	30.1.12

NO	カテゴリ	標題	質問	回答	発出日	受付日
6	通所介護	(緩和基準サービス) 実施に向けた準備について	契約締結等は4月1日以降に行うようにとのことだが、利用者の人数が多い場合などには対応しきれないと思われる。事業所番号の通知がなされた時点から、契約締結等を行うことはできないのか。	指定となった旨は4月1日に間に合うよう、4月1日以前に通知しますが、指定の有効期間の開始日が平成30年4月1日となりますので、重要事項の同意日や契約締結日は同日以降の日付となるものです。ただし、契約締結に向けた事業内容や契約内容の説明、アセスメント、サービス担当者会議の開催などの事前準備については、3月中に行っても構いませんので、事業開始に向けて対応していただきたい。	30.1.12	30.1.12